

分野	7 金融・証券・保険 (3) 保険	意見・要望提出者	社団法人日本損害保険協会	
項目	子会社・関連会社で行うことのできる金融関連業務として「SPC法又は不動産特定共同事業法に定める不動産の管理及び処分等に係る事業又は業務受託」の追加			
意見・要望等の内容	SPC法・不動産特定共同事業法に定める不動産の管理及び処分等に係る事業又は業務受託を手がけられるのは宅地建物取引業者に限られているが、保険会社の子会社・関連会社も、金融関連業務として、同様に手がけられるようにするべきである。			
関係法令	宅地建物取引業法第3条第1項、不動産特定共同事業法第6条	共管	金融庁	
制度の概要	不動産特定共同事業法に規定する不動産の売買等を行うに当たっては、宅地建物取引業法第3条第1項により建設大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならないが、当該免許を有していない法人は不動産特定共同事業の許可を受けることができないこととされている。SPC法のSPCから業務委託を受けて不動産の売買等を行うに当たっても、同様に当該免許を有することが必要とされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係186頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載				
(説明)	宅地建物取引業の免許制度は、知識や経験の乏しい一般消費者を保護し、宅地建物取引業者の業務の適正な運営を確保するため、不動産の売買等を業として営む者に対して実施するものであり、不動産特定共同事業者やSPCから不動産の売買等の業務委託を受ける者は、その行う業務の性質から必然的に宅地建物取引業者に限られる。これに対し保険会社についてのみ例外として位置付けることは困難である。			
担当局課室名	総合政策局不動産課(連絡先: 03-5253-8288)			